第四千百九十五号

2

成二十八年 九月五日 (月曜日)

平成一

青森県労働委員会第四十六期委員の推薦 公 告

目

次

県有地の売却に係る一般競争入札. 出 先機 関

(開発課)

(港湾空港課) ...

県三 民地 局域 (

:

=.

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定......

公

告

青森県労働委員会第四十六期委員の推薦

員」という。) の候補者を、次の二から四までにより推薦されたい る委員 (以下「使用者委員」という。) 及び労働者を代表する委員 (以下「労働者委 次の一に掲げる要件を具備する使用者団体及び労働組合は、それぞれ使用者を代表す に基づき、平成二十八年十一月八日に第四十六期委員を任命することになったから、 で、労働組合法施行令 (昭和二十四年政令第二百三十一号) 第二十一条第一項の規定 青森県労働委員会第四十五期委員の任期が平成二十八年十一月七日で満了となるの

平成二十八年九月五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

- 推薦資格を有する使用者団体及び労働組合
- 1 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する使用者団体

(

であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体とする 青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的

- 七十四号。以下「法」という。) 第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合 青森県の区域内のみに組織を有し、 かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第百
- 被推薦資格を有する者 候補者となる資格を有する者は、 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるま

青森県労働委員会の証明を受けた労働組合とする。

で、又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者とする。

 \equiv 推薦期間

平成二十八年九月六日から同年十月五日まで

兀 推薦方法

に到着したもののみを有効とする。)。 青森県労働委員会の証明書を添付すること(推薦書を郵送した場合は、推薦期間内 を推薦する労働組合においては、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の 青森県商工労働部労政・能力開発課に提出すること。 ただし、労働者委員の候補者 候補者推薦書 (第一号様式) 及び候補者調書 (第二号様式) を所定の期日までに

Z#

が名

併

響

完

働関係の略歴

(年月日順に記入すること。)

(主な職歴を年月日を付して記入すること。) (主な学歴を年月日を付して記入すること。) ω

戡

 $\hat{\mathbb{H}}$

足 類

離

(第2号様式)

氏名及び生年月日

僺 淮

黄 뺿

1

(第1号様式) 使用者労働組合法施行令第21条第1項の規定に基づき、青森県労働委員会の....... 森県知事 三村申吾 使用者青森県労働委員会<u></u> 礟 委員候補者推薦書 名び者 推薦団体 称代氏 及表名 严 件 Ш 프 Ш

労働者を代

湽 以 □⊳ 半 ₩

 $\hat{\mathbb{H}}$

严

表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

所属

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

県有地の売却に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年九月五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

次に掲げる土地の売却 一般競争入札に付する事項

스	
广市豊洲三の	所
の四の内	在
	地
雑 種 地	地
地	目
四	
	地
ハ平方メートル	積

= 予定価格

四千七百四十万五千九百九十円

Ξ 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

者であること。

兀 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五

売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の一

青森県県土整備部港湾空港課

六

入札及び開札の場所及び日時

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎北棟二階B会議室

日時

平成二十八年九月十六日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

2

額)の百分の五以上に相当する金額 契約金額(入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金

九 八 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から七日以内

代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

その他

+

1 反した入札は、無効とする。 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

2 明を行う。 平成二十八年九月十二日(午前十一時から、八戸市豊洲三の四において現場説

出 先 機 関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。 の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第 同法第八条第一項の規定により、倉石土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第九項において準用する

平成二十八年九月五日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

1

2 定款の写し

縦覧の期間

平成二十八年九月六日から同年十月五日まで

縦覧の場所

五戸町役場

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)